法文学部に関する考察-国立大学文系学部の整備の歩みと愛媛大の位置付け 2021/8 山村 好克(1988年 文学科・史学専攻卒)

はじめに

法文学部は文系複合学部か、文系総合学部か。この問いは法文学部が生まれた東北と 九州の帝国大学時代からの永遠の課題だというのが結論である。時代背景や学内措置、 大学側や学生の思い、理想と現実など、様々な要素が絡み合って現在に至っている。

なぜ法文学部という中途半端な学部名なのか。私自身も学生時代は勿論、卒業しても学部名を一々説明することが本当に多かった。(註1)しかし、今や全国の大学に存在する学部の数は数百、しかもめまぐるしく改称が繰り返されていく中で、法文学部という名前が誕生以来50年以上残っていることに今は安心感や誇りを覚えるのが正直な気持ちである。

『愛媛大学法文学部創立五十周年記念誌』を興味深く読んだ。特に「法文学部50年史」や、「3大学法文学部長座談会」の部分は読み応えがあった。しかし、各大学の法文学部の成り立ちには時代背景や各大学の事情もあり、並べて語るのには違和感があった。そこで、文系複合学部・総合学部の変遷をもとに、各大学の法文(人文)学部の設立を時系列で追ってみた。そして愛媛大法文学部の位置付けを試みた。(戦時体制期における私立大の法文学部および琉球政府による大学を前身とする琉球大法文学部、前身校を持たず後年に文系複合学部を設置した岩手大と三重大については言及しなかったことをあらかじめ断っておく。)

# 1 先行研究からの課題

愛媛大を始め、多くの国立大学が文系複合学部を設立するのが1965年度からの文理学 部改組によるものだが、文系複合学部の名称や学科編成に大きく影響するのが文理学部 時代の文系学科の構成や名称である。しかし、各大学の文理学部について調べていくと 大きな課題に突き当たる。

新制大学スタート時、各大学は旧制高校を母体として文理学部を設置したが、学科の名称が不確かで、大学の公式HPや発行物であっても記録がまちまちのケースも少なくない。従って先行研究論文にも名称のばらつきや間違いが見られる。(註2) その理由として4点を挙げる。1、戦後の学制改革で最初の設置案、1949年開学時のもの、その後定着までの紆余曲折・名称変更などがあり、短期間に混乱していること。(註3) 2、旧制高校のまま、文系学科を文科、理系学科を理科と一般に称していたこと。3、各自が思い思いに分かりやすく専攻を学科名にして呼んでいたこと。(例:文理学部史学科、法文学部独文科等)(註4) これは理科よりも細かく専攻に分かれていた文科の人文科学専攻にこの傾向が見られる。学部でなくても法科や文科といった呼び方はかなり後まで一般的に使われていたが、例えば法律を専攻していても文理学部の社会科学科、社会科学士ではピンとこないため、法科という表現を文理学部でも使用していたのではないか。この点については学生だけでなく、教官も意図的に使っていた証言がある。学会などで文理学部文科哲学専攻とするよりも文学部哲学科の方が分かりやすく、格も上だと考えていたからだ。(註5) 4、学内独自の措置で学科を設置していた。後年でも愛媛

大の総合政策学科と人文学科を学内措置として2学部扱いとし、それぞれ学部長を設置、人文学科に関しては新潟大人文学部と学部間の交流を行った事実がある。(註6)新制金沢大では法・文2学科でスタートした法文学部が、早くも2年目には法学科、哲学科、史学地理学科、文学科の4学科、1953年には経済学科を加えた5学科で学内措置対応としている。制度上の5学科独立はずっと後の1964年だった。

### 2 戦前期の帝国大学(後発帝大モデル)

法学部と文学部の抱き合わせ(複合学部)と見られがちな法文学部だが、それなりの歴史的由来や根拠も存在する。つまり旧大学令(1919年)第2条に、「大学ニハ数個ノ学部ヲ置ク(中略)特別ノ必要アル場合ニ於テ実質及規模一学部ヲ構成スルニ適スルトキハ前項ノ学部ヲ分合ヲ設クルコトヲ得」と複合学部の設置を許容する条文を有している。ここで示している「特別ノ必要」は積極的な学問の接合よりも予算規模に応じた数合わせの比重が高いようだ。一方で次のような記録も残っている。原内閣が東北と九州で法学部の設置の必要性を説いたのに対して、貴族院が専門主義に陥らず、円満な知識人・教養人の育成を主張して法・文・経の複合学部=法文学部が生まれたと。法文学部は100年前のスタート時から、コストを抑えた複合学部と、幅広い知識・常識を持った教養人の育成のための理想主義的意義づけ、理念としての総合学部の二つのとらえ方が存在したのである。

- ・東北帝国大学法文学部(1922) 学科なし8講座でスタートし、1933年から法科、経済科、文科となる。
- •九州帝国大学法文学部(1924) 法科、経済科、文科
- ・京城帝国大学法文学部(1926) 法学科、哲学科、史学科、文学科
- ・台北帝国大学文政学部(1928) 哲学科、史学科、文学科、政治学科

東北帝大法文学部には当初、法・文・経の学科はなく、法2講座、経済1講座、文5 講座でスタートした。入学は法文学部一括で行い、3年間に履修した単位の割合によって法・文・経のいずれかの学士号を取得することができる仕組みになっていた。しかし、1933年のカリキュラム改訂で法科、文科、経済科に専攻を決めて入学し、各科の必修科目を中心に履修することになった。くずれていった理由は就職や文官試験で文科や法科の専門性が重視されたためである。但し、他学科の履修の自由度は高かった。

一方の九州帝大法文学部は創設委員を務めた美濃部達吉が「法・経・文3学部分立を 当然のこと」として最初から法科、経済科、文科に分けてスタートしている。経済科を 重視したのは北九州工業地帯を背景としたためである。また、当初は法科と文科の学問 の接続に哲学が必要と考え、文学科ではなく、哲学科の設立を計画していたようだ。(ち なみに京都帝大の文学部は哲学科、史学科、文学科の順に年次設置されている。)

外地の京城と台北の法文、文政学部に経済学科が置かれなかったのは、民族運動につながるマルクス経済学を排除したためであるとの見方が有力だったが、(旧制)高校以外の卒業生を多く受け入れた両大学には高商で学んだ外地出身の学生も多く、この点は今後の検証が必要である。(註7)

### 3 旧帝国大学から新制(総合)大学および大阪市立大、東京都立大

文部省は1946年8月という早い時期にすべての旧帝国大学に対して医・理・工・農・法・文・経済の7学部から構成される総合大学の構想を打ち出し、その結果、東京・京都以外の旧帝国大学に文系3学部設置を視野に入れた法文学部や「過渡期の」社会科学系複合学部が設立されることになった。そして数年後には3学部がそろい踏みする。(一部に教育学部も含んで4学部。) 五つの旧帝国大学の歩みは以下の通り。

- ・東北大学 戦前からの法文学部 →法学部、経済学部、文学部(1949年)
- ・九州大学 戦前からの法文学部 →法学部、経済学部、文学部(1949年)
- ・北海道大学 法文学部 (1947年4月):帝国大学で3番目、そして最後の法文学部 (旧制北海道大学スタートが1947年10月)→法経学部、文学部 (1950年) →法学部、経済学部、文学部 (1953年)
- ·大阪大学 法経学部、文学部(1949年)→法学部、経済学部、文学部(1953年)
- ·名古屋大学 法経学部、文学部 (1948年) →法学部、経済学部、文学部 (1950年)

旧帝大で最後に誕生した名古屋大(1939年)で文学部の設置が東京、京都に次いで反対に3番目になったのは、旧制名古屋大に名古屋高商を前身とした法経学部が文とは別に最初から設置されたためである。3学部独立に向けた暫定的な法文学部を設置する必要がなかったのだ。これは地方国立大の文理学部からの改組にもあてはまり、旧制高商を前身に持つ富山大や山口大が文理時代に先に経済学部として独立しており、文理学部の文科は純粋な人文科学系のみの学科として存在し、文理改組後は完全な人文学部(文学部)独立を果たしている。旧制高商と旧制高校を前身校として併せ持つことは非常に有利だった。

これら旧帝大の法・文・経設置に向けた法文学部や法経学部は、大正期以上に暫定措置的学部、又は分離までの移行措置的学部として当時評価されている。

旧制予科及び高校を前身とする二つの公立大にも触れておく。旧制大阪商科大及び同 予科を前身とした大阪市立大は1949年に法文学部でスタート。旧商大からの流れを汲み、 経済学部と商学部が当初から設立されたために文字通りの法・文2学科での法文学部だったが、1955年に法学部、文学部に分離独立した。

旧制府立高等学校を前身とした東京都立大は1949年に人文学部でスタート。1957年に人文学部と法経学部に分離し、1966年には法経から法・経の2学部が分離独立し、法・経・文の3学部が揃った。

### 4 新制大学法文学部

全国に誕生した新制国立大学の文理学部は複合型の学部構成、しかも旧制高校と同じ文科・理科の同居状態という点で、旧制から新制への切り替えに伴う過渡期の状態であり、急増した地方国立大学における予算規模の小ささや教員数の不足といった物理的な制約によるものだった。その中で、戦前の旧帝国大学に準じる扱いを受けたのが、ナンバースクール校を有し、旧制医科大と合体した金沢大、熊本大、岡山大だった。(金沢は北陸帝大、岡山は広島とどちらかで中国帝大になる可能性があった。)

一方、新潟大の場合、法文学部ではなく人文学部としたのは新潟大設立に役割を果たしたマーチン博士(当時、GHQ 東北軍政部民間情報部教育部長)が米国州立大学のFaculty of Humanites からとったとされている。(註8) しかし実際はもっと単純だと私は判断する。つまり新潟大は旧制医科大を前身校に持つものの、高校がナンバースクール校ではないという位置付け・格付けで旧帝大の法文学部が与えられず、人文学部になったのだと。学科も法学科ではなく社会学科で、他のネームスクール校(地名校)からスタートした文理学部の社会科学系学科と同じである。また、反対のパターンとして鹿児島大の場合は旧制七高(造士館):ナンバースクール校だったが、旧制医科大を持たず、文理学部にとどめられたのだと。そして新潟大、鹿児島大に共通するのは同じ地域に金沢大や熊本大があり、地域でのバランスが考慮されたと考える。私なりに格付けをすると以下のようになる。



(旧制神戸商業大学および予科と姫路高(地名校)の神戸大文理学部、旧制千葉 医大と戦後開設した千葉高の千葉大文理学部は除外した。)

- ·金沢大学 法文学部-法学科、文学科(1949年)
- ·熊本大学 法文学部-法学科、哲学科、史学科、文学科(1949年)
- ・岡山大学 法文学部-法学科、哲学科、史学科、文学科(1949年)
- ・新潟大学 人文学部-人文学科、社会学科(1949年)

よくこの3 (新潟を加えて4) 校では現在の法学部や経済学部の前身が旧制高校にあったと公式のパンフレットなどに記されている(註9)が、岡山大法学部の公式冊子(1996年)(註10)には「法文学部の法学科は母体を欠く新設学科であった」とあり、的を射ている。旧制高校における法律や経済の授業や教官数は少数であり、新制大学スタート時の陣容も同様だった。実際はどこも大急ぎで教官を集め、法学科を立ち上げている。(註11)なお、この4大学は四大学法文系学部長・事務長事務協議会を結成し、各学科の大学院の設置や学部の分離について協議を続けていくことになる。つまり「同格」意識で整備を進めていく。

#### 5 文部省による文理学部改組政策

戦後の新制大学スタート時に旧制高校を母体として全国に14の文理学部があった。そのうち、神戸大は1954年に文学部と理学部に分かれた。千葉大は学芸学部でスタートしたが、東京医科歯科大予科を受け継ぎ、千葉高等学校を急設し、直後に学芸学部が文理学部と教育学部に分離した。従って昭和40年代以降の文理学部改組に関わったのは14大学である。1965年度から68年度までの4年間で全国の14の文理学部が改組された。これは戦後のベビーブーム世代が18歳を迎えることに対応するとともに、高度経済成長期に産業界や学生が求める学問の専門性、文理学部の様々な課題を解消するねらい等から4年間を限定して進められた。14の大学文理学部改組は以下の通りである。

(1) 発展解消型(文系学部と理学部への分離、そして教養部の設置)

1965年度 埼玉大学-教養学部、経済学部、理工学部(63年設置の工学部と合体)、教養部

鹿児島大学-法文学部、理学部、教養部

静岡大学一人文学部、理学部、教養部

弘前大学一人文学部、理学部、教養部

1966年度 信州大学一人文学部、理学部、教養部

佐賀大学-経済学部、理工学部、教養部

1967年度 山形大学一人文学部、理学部、教養部

茨城大学一人文学部、理学部、教養部

1968年度 愛媛大学-法文学部、理学部、教養部

千葉大学-人文学部、理学部、教養部

(2) 非分裂型(文理学部はそのまま。教養部新設で文・理学科そのままと、教養部なしで文系学科を一つ増設の二つのパターン)

1966年度 山口大学-文理学部、教養部(但し、経済学部はすでにあるので文学科は純粋な人文系学科)

島根大学-文理学部(法学科を増設)

1967年度 富山大学-文理学部、教養部(但し、経済学部はすでにあるので文学科は純粋な人文系学科)

高知大学-文理学部(経済学科を増設)

愛媛大は鹿児島大に続く法文学部となった。旧帝大、そしてナンバースクール校に続く扱いを(文部省から)受けたと当時の関係者は喜んでいる。(註12)

文理学部からの文系分離後の独立学部の名を法文や人文としたのは文部省の発想とされて、法文は九州帝大や東北帝大に由来し、人文は新潟大を引き継いだものと思われるが、その採択の基準は判然としないと先行研究では記されている。(註13)しかし、法と文だから法文、経と文で人文、社会科学系学科と文でも人文なのではと単純に想像がつく。但し人文学部の人文とは人間文化のことで、狭義の文学部、広義の文系学部の両者を表現する言葉として使用されているので、文学部なのか、文系複合学部なのかは学科名やコース、講座名まで見ないと判断できず、注意が必要である。

発展解消型で特徴的なのが埼玉大と佐賀大である。埼玉大は文学科の中の人文科を教養学部に、経済科を経済学部に昇格するという文系2学部(と教養部)への改組に成功している。佐賀大は文理学部時代、学科を設けず、文科の中に専攻を置いていた。もともと小規模だったために史学や哲学専攻が存在せず、中・高教員養成としての国文や英文専攻を教育学部に回して、法学経済学専攻から経済学部独立の道を選択した。旧高商の母体を持たない経済学部の誕生となった。

6 文理の改組に遅れた第2グループ(高知、山口、富山、島根)

文理学部のままだった4大学は約10年遅れて文理学部の改組・分離独立に動く。

1977年度 富山大学一人文学部 (実質文学部)、理学部

高知大学-人文学部(文、経済)、理学部 教養部はなし

1978年度 山口大学一人文学部(実質文学部)、理学部

島根大学-法文学部(法、文)、理学部 教養部はなし

### 7 旧六クラス大学等の文系複合学部改組

文部省はそれまでの「旧帝大・旧商大以外の国立大学に法学部は作らない」という方針から、高等教育懇談会による「高等教育の拡充整備計画について」(1974年)及び「高等教育の計画的整備について」(1976年)の報告を受け、地方国立大学の計画的整備に取り組む方針に転じる。これが法文学部など複合学部の分離改組への動きを大きく加速させることになる。

具体的には広島大政経学部を法学部と経済学部に分離独立(1977年) させた後、旧制医科大学を前身とする大学、すなわち旧六クラスの大学の文系複合学部を分離改組する方針を出す。これに該当するのは旧六のうち、長崎を除く五大学、すなわち千葉(人文)、新潟(人文)、金沢(法文)、岡山(法文)、熊本(法文)で、これに香川が加えられている。香川大には文系複合学部はなく、旧高商の流れを汲む経済学部経済学科経済法学コースから一気に法学部が分離独立できたのは、高松高商OB:大平正芳氏(蔵相から首相)への働きかけが大きいことに異論はない。旧六の長崎大経済学部(香川大経済学部よりも旧高商としての歴史は古い)がそのままだったことからも明らかである。ちなみに千葉大は人文学部から文学部と法経学部(法学科と経済学科)の2学部に分離独立する。この時のメンバー、すなわち金沢、熊本、岡山、新潟、千葉、香川の6大学は、6大学法文系学部長会議を結成し、2009年までグループ(同クラス・同格)の連携を深めていく。

また、この時期に新八グループになる信州大が複合学部の人文学部から「純粋な」人文学部と経済学部に分離する。これも特例だろうか。ちなみに信州大経済学部は法学分野の学科拡充を図り、2016年には経法学部に改組する。

- ・広島大政経学部 → 法学部、経済学部(1977年) 文学部は1949年当初から
- ·信州大人文学部 → 人文学部、経済学部(1978年)
- ·熊本大法文学部 → 法学部、文学部(1979年)
- · 金沢大法文学部 → 法学部、経済学部、文学部(1980年)
- ·岡山大法文学部 → 法学部、経済学部、文学部(1980年)
- ・新潟大人文学部 → 法文学部(1977年)→ 法学部、経済学部、人文学部(1980年)
- · 千葉大人文学部 → 文学部、法経学部 (1981年)
- · 香川大経済学部 → 経済学部、法学部 (1981年)

同クラスの中で熊本大に経済学科・学部がなかったのは、近隣に旧帝大の九州、旧高 商の長崎や大分、更には山口、文理改組組の佐賀に既に経済学部があったためと想像で きる。

8 その後の文系学部拡充と縮小、愛媛大の位置付けを考える

愛媛大の文理改組時、文系学部については法・経・文の3学科のうち、1学科を落とす選択を国から迫られた。そして法・文で法文、経・文で人文の2案の他、法と経で法経とし、文を教養部に入れるといった様々な案が毎年交互に表れ、文部省提案も混乱し、学内の意見がなかなかまとまらなかった。この時、隣の松山商大に経済学部と経営学部が、四国内に香川大の経済学部があり、愛媛大が学部としてではなく学科に留めた経済では太刀打ちができないため早急に法・文の2学科で法文学部に改組するべしという論調が1966年時点(改組計画3年目)の愛媛新聞では確認できる。(註14)しかし愛媛大関係者の意見は文に加えて法か経かでまとまらず、文理改組は最終年度に法文で滑り込みセーフとなった。

また、後年、松山商大に法学部ができ(1988年)、翌年には松山大と改称することになった時、四国内には既に香川大にも法学部があった。四国最古の法学科という愛媛大のアドバンテージはこの時点でなくなった。今思えば、1988年は法文学部から法学部や経済学部としての分離独立を諦め、法学科と経済学科を統合して総合政策学科に舵を切らなければならなくなったターニングポイントだったのではないかと考える。四国最古の愛媛大法文学部法学科は中四国でも法文学部法学科の岡山大、文理学部に法学科が加わった島根大(1966年)に次いで3番目の古さだった。(註15)広島大は1976年までは政経学部法律政治学科、島根大は文理学部の法学科で小規模であり、1968年当時、愛媛大は岡山大に遅れること19年だったが、同じ法文学部法学科として中四国でトップに立っていたことになる。実際、愛媛大は二期校で存在感を示し、法文学部には九州大にも負けない優秀な学生が集まっていたという当時の教官の証言もある。(註16)(註17)しかし、その後、広島大(1977年)、岡山大(1980年)、香川大(1981年)と中四国の大学で相次いで法学部が整備され、愛媛大法学科は一気に周回遅れになってしまった。

現時点で見直した場合、旧制高校ネームスクール第一期校(新潟・松本・山口・松山)を前身とする4大学の文系学部の拡充・発展という点で比較してみると、地域ブロックの学部設置バランスや前身校(特に旧高商や旧大の旧医大、新八の旧医専)との関連が大きく影響したのだが、旧高商や旧医科を持たない愛媛大が一番不利で、改革・拡充に遅れた結果になったと言わざるを得ない。(註18)当時の愛媛大は経済学科の増設はあったが、文系学部の分離拡大ではなく、大衆化に向けた夜間主コースの設置・拡充に方針を切っている。その上で法・経・文3つの大学院設置と学部独立が1980年代までは確かに聞かれていた。1980年代の愛媛大の公式ガイドブックには「近い将来、大学院を設置し、経済学部として独立していけるよう態勢を整えつつあります。」「近い将来に、大学院人文科学研究科を設置し、さらに、文学部として独立するため、文学科が一層充実し整備されるよう努力をしています。」という文面が毎年記されていたが、1995年版(1994年発行)から消えてしまった。(註19) ちなみに法学科に関しては80年代の前半に学部独立に関する文章は消えている。文部省は研究者の養成は旧帝大に任せ、愛媛大を始めとする地方国立大に対しては学部の独立や学科の増設に厳しい方針を下したのだと思う。

部外者があれこれと詮索するのは容易だが、愛媛大法文学部が辿ってきた歩みについてはさまざまな立場の方の判断があるだろう。2000年前後、総合政策学科と人文学科の学部独立を主張する声が学内にはあったようだが、金沢大は1970年代末、法文学部からの文系学部分離独立の際、「法文から3つの独立を(止めて)、2つで(の分離独立)は

新たな複合学部を残すことになる」と主張している。(註20)

もし愛媛大法文学部が社会科学系学部と(教育学部や教養部との合併論を交えての) 人文科学系学部の2学部に分離独立していたとしても、平成末期の文系学部縮小の流れ の中で再び合併を余儀なくされていたかもしれない。

#### 9 これからの愛媛大法文学部の課題、そして思い

今後の愛媛大法文学部の課題として挙げられるのが18歳人口の減少である。地方国立大学に共通する課題だと言える。総合政策学科時代の最後あたりでは入試の倍率が実質1.1倍を切っていた年もあった。(註21)激減していく受験生の獲得のために軽量入試などでその場しのぎをすることなく、受験生や高校のみならず、広く県民などに向けて魅力や存在意義をアピールしていくことが必要になる。社会共創学部がローカルに特色を出したため、法文学部はグローバルに舵を取らざるを得なかった。そこを何とかグローカルでまとめているが、完全な棲み分けでなくてもいいのではないか。これは社会共創学部とだけではなく、松山大の文系学部も含めて、協力するところと違いとを、カラーをアピールしてほしい。法文学部は四国において貴重な人文社会科学系の学部であることを強く主張してもらいたい。

旧制高校や文理学部に端を発する国立大学文系学部の整備状況を論じてきたが、最終的には文科省(や財務省)による縮小の動きでゴールとなった。財政危機の中、教官や専攻は削減の一途であり、後任は埋められずに専攻は空き、つぎはぎだらけの総合学部と言わざるを得ないのが愛媛大をはじめとする地方国立大学文系学部の現状だと言える。人文社会学科1学科としたのは将来、専攻スカスカの文系学部になるからだと法文改組時にある教官が私に語ってくれた。愛媛大側も特任教授制等で何とか講座を維持しているが。

結果論だが、法文学部から人文科学系と社会科学系への2学部拡大改組が実現していたとしても、18歳人口の減少と文科省からの指導で、学部は再び縮小(定員減や学部の合体)していただろう。とすると2学部(または3学部)分離ではなく、夜間主コースの開設が、今となっては正しい選択だったと言えるのかも。社会共創学部設置に伴う法文学部の定員3割削減によって、昼間主・夜間主合わせての定員は他の大学の人文社会科学系学部(夜間主なし)の定員とほぼ同じ規模になった。学部の規模は他の大学の文系複合・総合学部と同じでも、愛媛大法文学部は主として18歳を対象にした定員(つまり昼間主)は絞り込み、一方で幅広い年代や社会人に窓を開けた形(夜間主)になっている。定員割れどころか、魅力に惹かれて様々な世代、多くの人が受験する学部であってほしい。

現状の学部体制で考えた場合、愛媛大法文学部は文系総合学部か、それとも複合学部か。人文社会(科)学科1学科となった各大学の文系学部は、東北帝大法文学部の当初の制度のように、一括募集で入学後、コースを自由に選択できる場合は文系総合学部、入試時点でコースを決めて4年間学ぶ場合は文系複合学部と言えなくもない。これに当てはめると現在の愛媛大法文学部は文系総合学部、高知大の人文社会科学部は文系複合学部になる。2学科以上ある島根大と鹿児島大の法文学部も後者。但し両大学共に文系総合学部と称しているが。中途半端感のある複合学部よりも総合学部の方がかっこいいのは昔も今も同じで、結局ここにたどり着いてしまった。学部維持が厳しい状況の中、

山陰地方唯一の、南九州唯一の文系総合学部同様、四国地方で存在感を示してほしい愛媛大法文学部の存続を切に望む。

## 10 最後に(徽章のイニシャルと英語表記について)

私の法文学部文学科在学は1984年4月から1988年3月までの4年間です。この間、様様な理由(60年代への憧憬等)があり、学生服を着用して大学時代を謳歌した。応援団でもなく、7000人の愛媛大生の中で一人だったから目立っていたと思うし、思想で片付けられた部分も正直あった。学生服には愛媛大の徽章(生協のカウンターの引き出しに残っていた)と文科を示すイニシャル「L」のバッジを襟に付け、愛媛大の大小の金ボタンを付けていた。(註22)(註23)(註24)(註25)学部の種類も少なかった1960年代、全国の大学生が学生服に付ける、学部名を示す襟章のバッジのイニシャルは次の通りだった。法:J(Jurisit)、経済:E、商:C、文:L、理:S、医:M、工:T、農:A、教育:P(Pedagogy)。さて、愛媛大文理学部人文学科時代、先輩方はどのバッジを付けていたのだろうか。大きく文科でL、それとも人文甲がL、乙が法科や経済科でJやEと分けていたのだろうか。実際、昭和30年代の愛媛大生の写真を見ると、PやLが確認できるが。

また、(新) 大阪公立大学の英語表記が話題になったが、法文学部の英語表記はどうだろうか。現在、愛媛大のガイドブックや法文学部のガイドブックは Faculty of Law and Letters となっているが(註26)、こちらが公式なのか。私たちの頃には法・経・文の3学科体制だったが、研究紀要(法文学部論集)のタイトルや学務の公式用紙には Law and Literature と表記されていた。(註27) 20年近く前に学内に設置された案内板には「法文学部本館 Law and Lit. Main Bldg.」と記されている。(註28) ちなみに現在の島根大法文学部は Law and Literature (註29) で、鹿児島大法文学部は構成学科名、つまり実をとって Law, Economics and Humanities です。(註30)

# \* 参考文献・資料・論文など

### <全体を通して>

- ・ 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構(2002)『国立学校財務センター研究報告』 第6号 特に第I部「国立大学の構造分化」ここに後述の橋本鉱市氏や吉田文氏の論文 も収められている。
- 黒羽亮一(1993)『戦後大学政策の展開』玉川大学出版部

他多数

#### < 先行研究 >

- ・ 谷本宗生(2000)「実践報告 大学史の復権」『教育學雑誌』第35巻 16~24 p 日本 大学教育学会
- ・ 関正夫(1986)「戦後日本の大学における教育研究組織の変遷-国立大学の場合-」 『大学論集』16号

他多数

#### <各大学や学部の沿革>

- ・ 各大学および学部の公式 HP や案内 (例 島根大学学生課『島根大学案内』から法文 学部法学科の沿革の部分、埼玉大学庶務課『埼玉大学概要』等)
- ・ 学生部が発行する各大学の『学生便覧』(例 香川大学学生部学生課『学生便覧 香 川大学』、新潟大学『学生便覧』等)

### <帝国大学における戦前・戦後の文系学部増設>

- ・ 二木紘三(1993) 『旧帝国大学の崩壊』 WAVE 出版
- ・ 天野郁夫(2017)『帝国大学-近代日本のエリート育成装置』2017年 中央公論新社
- ・ 橋本鉱市(1996)「近代日本における「文学部」の機能と構造-帝国大学文学部を中心 として-」『教育社会学研究』第59集
- ・ 東北大学文学部・文学研究科 HP、東北大学大学院法学研究科・法学部 HP、東北大学経済学部 HP
- ・ ウエブサイト「発祥の地コレクション/東北大・法文学部発祥之地」
- ・ 九州大学法学部 HP、大学院経済学研究院・大学院経済学府・経済学部 HP
- ・ 九州大学百年史編集委員会(2017)『九州大学百年史』通史編 I 第3編:九州帝国大学の拡充 第3章:法文学部の創設
- ・ 永島広紀(2014)「帝国大学「法文学部」の比較史的検討-内外地・正系と傍系・朝鮮 人学生-|『九州史学』167号 九州大学文学部日本史研究室内 九州史学研究会
- 北海道大学編著(1980)『北大百年史』部局史 法文学部、法経学部

# < 文理学部および文理学部の改組>

- ・ 天野郁夫(2016)『新制大学の誕生 大衆高等教育への道 下』名古屋大学出版会
- ・ 橋本鉱市(2002)「文理学部の成立と改組-戦後国立大学システムにおける意義とインパクト」『国立学校財務センター研究報告』第6号 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 … (以降、註部分で「橋本論文」とする。)
- ・ 吉田文(2002)「教養部の形成と解体-教員の配属の視点から」『国立学校財務センタ 一研究報告』第6号 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- ・ 梅田哲彦(1990)「国立大学の文理学部・学芸学部の変遷について」『福井医科大学ー 般教養紀要』第10号
- ・ 佐賀大学(2013)佐賀大学・佐賀医科大学統合10周年記念誌『佐賀大学の物語』
- ・ 新富康央(1998)「佐賀大学と地域社会」『国立学校財務センター研究報告』第2号 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- ウエブサイト「ピンピンコロリーみんなの広場 埼玉大学文理学部卒業アルバム」
- ・ 松丸国照(2007)「大学生活を振り返って(回想録)」『埼玉大学紀要 教育学部』
- · 富山大学年史編集委員会(2000)『富山大学五十年史』Ⅱ部 部局編 人文学部、経済学部
- 神戸大学百年史編集委員会(2002)『神戸大学百年史』

### <法文学部論>

• 金沢大学五十周年史編纂委員会編(2001)『金沢大学五十年史』部局編 法文学部、法

学部、経済学部、文学部、教養部(教養教育機構)

- ・ 橘木俊詔(2014)『ニッポンの経済学部』2014年 中央公論新社 28 p 「法文学部、法 経学部、法政経学部」
- ・ 藤村正司(1998)「新潟大学と地域社会」『国立学校財務センター研究報告』第2号 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

### <愛媛大学文理学部および法文学部>

- · 愛媛大学開学50周年記念事業委員会(1999)『愛媛大学五十年史』
- 愛媛大学法文学部(2018)『愛媛大学法文学部創立五十周年記念誌』
- ・ 愛媛大学法文学部(1999)『法文学部の現状と今後-改組後の学部教育に関するアンケート調査』

#### < 文系学部縮小>

- ・ 日比嘉高(2015)『いま、大学で何が起こっているのか』ひつじ書房
- ・ 塩村耕編(2015)『文学部の逆襲』風媒社
- ・ 『現代思想』2015年11月号 特集「大学の終焉-人文学の消滅」青土社
- ・ 『文学』 2015年12月号 特集「文学部不要論を論破する」立花隆他
- ・ 光本滋(2015)『危機に立つ国立大学』クロスカルチャー出版
- · 室井尚(2015)『文系学部解体』角川新書 KADOKAWA
- ・ 『中央公論』2016年2月号 特集「国立大学文系不要論を斬る」

#### \* 註釈

- 註1 例えば ウェブサイトには当時の琉球大学法文学部も入れて4大学の法文学部生が 周りの人に学部名を説明した時の経験など、学部名の分かりにくさをネタに語ってい るものがあった。(2014年頃「法文学部友の会」)
- 註2 一例として、「橋本論文」118pでは各大学文理学部の社会科学系学科の名称が開設時期・期間がばらばらであるにもかかわらず並んで紹介されている。ちなみに愛媛大文理学部では法経学科が紹介されている。
- 註3 例として愛媛大文理学部の学科編成の変遷を紹介する。

1949年度 開学時 人文科学科、自然科学科

1950年度 学則 人文科学科、理学科

1952年度 文学科、法経学科、理学科

1953年度 人文学科(甲)、人文学科(乙)、理学科

- 註4 一例を挙げると 村上節太郎先生退官記念随想集『からたち』(1975)には随所で愛媛大「文理学部地理学科」「文理学部地理学教室」「文理学部地理学専攻課程」が混在し、「文理学部英文科」の表現も見られる。また、私の中学時代の恩師は文理学部人文学科(甲)史学専攻卒だが、著作等には文理学部史学科卒と記している。
- 註5 ブログ「ボンクラ教授の言うことにゃ 元教授不要不急の追想録」2008年5月「名 刺を出せない」から。(元教授は高知大人文学部体育教室の教官と思われる。)
- 註6 2005年4月から。ちなみに人文学科は学部として新潟大学人文学部と研究面での交流を進めた。愛媛大学法文学部 新潟大学人文学部編(2012)『人文学の現在』創風社

- 註7 永島広紀(2014)「帝国大学「法文学部」の比較史的検討-内外地・正系と傍系・朝 鮮人学生-」9 p 『九州史学』167号 九州史学研究会
- 註8 「橋本論文」117 p
- 註9 一例として、『金沢大学学生便覧 1985』の14 p 法学部の紹介で「旧第四高等学校を母体として法文学部法学科発足」とある。
- 註10 岡山大学法学部(1996)『岡山大学法学部の現状と課題』5 p
- 註11 ブログ「香川大学解体新書」2013年12月29日 岡山大学や金沢大学の法文学部法学 科のスタートにあたり、法学の教官が前身の旧制高校には数名しかおらず、他から急 遽集めたこと、すなわち法学科(や経済学科)の前身が六高や四高であるとするのは 間違いだと指摘している。
- 註12 1968年4月28日 愛媛新聞 法文学部スタートに際して、法文学部長・大野盛直氏 の抱負
- 註13 「橋本論文」126 p
- 註14 1966年6月11日 愛媛新聞 2ページを使い、「3年目を迎える改組計画 愛大文理学部 四国総合大学への歩み」の特集記事を掲載。それぞれの立場での主張とは別に「四国内の他大学との関連で、客観的な事実をあげておこう。」として香川大や松山商科大の経済学部、高知大の文理学部の存在を紹介し、愛媛大が法学科と文学科による法文学部での実現を進めるべきであると記している。
- 註15 岡山大学「昭和62年度 学生募集要項」53pに法学部の説明がある。「法学科は、昭和24年法文学部法学科創設以来、昭和41年島根大学文理学部に法学科が創設されるに至るまで、十数年間文字通り中国四国における唯一の法学科として多数の人材を養成し…」とある。
- 註16 『愛媛大学五十年史』(1999) 部局史編 第1章 法文学部 167 p に「『愛大法 文の学生は、うち(九大を指す)の学生以上に優秀である』と評価していた。」(日 野開三郎九州大教授)等の記述がある。
- 註17 「週刊朝日」に「1977年度 合格可能性偏差値」の記事がある。愛媛大法文(61文、60法)、千葉大人文(58)、新潟大人文(56文)、金沢大法文(61文、法)(59経済)、岡山大法文(61文、59法、58経済)、広島大政経(59)、熊本大法文(58文、法)、九州大文(66)法(67)経済(64)、北海道大文類(60)等となっている。
- 註18 天野郁夫(1993)『旧制専門学校論』玉川大学出版部 295~300 p 教育機会の配分構造 より 「国立大学の教育機会の構造」として昭和27年と昭和42年で全国 8 ブロックの学部別在学者シェアを示しているが、四国ブロックで「著しく比率の低いものに理工系、法商経系」を挙げている。
- 註19 1982年度以降の『愛媛大学ガイドブック』学生部(現在は教育学生支援部)発行 この中の法文学部の各学科の説明から
- 註20 金沢大学五十周年史編纂委員会編(2001)『金沢大学五十年史』部局編 法文学部 268 p ( ) 内の文章は山村の意訳。
- 註21 2013年度の総合政策学科後期日程入試 募集定員50名、受験者数78名、合格者数73 名で実質競争率は1.068倍
- 註22 写真①は愛媛大の「仮の学章」と文科の「L」の襟章、そして愛媛大の金ボタンを付けた、当時着用した学生服です。



写真① 自身が身に付けていた学生服



- 註23 愛媛大学の学章が正式に制定されたのが開学から40年後の1999年4月である。それまでは直角二等辺三角形二つから構成された長方形のものがずっと「仮の学章」として使用され、学生服の襟章(徽章)や各サークルの部旗・応援旗等で用いられていた。私が生協のカウンターで尋ね、引き出しから出してもらったのがこの襟章だった。
- 註24 愛媛大の学章の例(写真②) 下の二つが襟章で、「愛大」と入ったものもある。 上の二つがガイドブックの裏表紙に記されていた「学章」です。襟章と色違い(青) のものが85年版、円形のものが82年版です。
- 註25 1999年に制定された愛媛大の学章(写真③ グリーンホールの演台です。)



写真③

註26 愛媛大学教育学生支援部『愛媛大学ガイドブック2022』、愛媛大学法文学部『愛媛 大学法文学部ガイド2022』

註27 『愛媛大学法文学部論集』や各学科の論集を合わせた『愛媛大学法文学部紀要』

註28 法文学部本館前・「愛大ミューズ・ストリート」に面した位置。私の記録では2002 年には設置されている。(写真④)



写真④

註29 島根大学広報委員会(2020)『学部案内 2021 島根大学 法文学部』

註30 鹿児島大学法文学部学生係(2020)『鹿児島大学法文学部 概要』